

自営就農後継者対策事業の概要について

(新農林水産振興がんばる地域応援総合事業メニュー)

島根県農業経営課担い手育成第1グループ

1. 目的

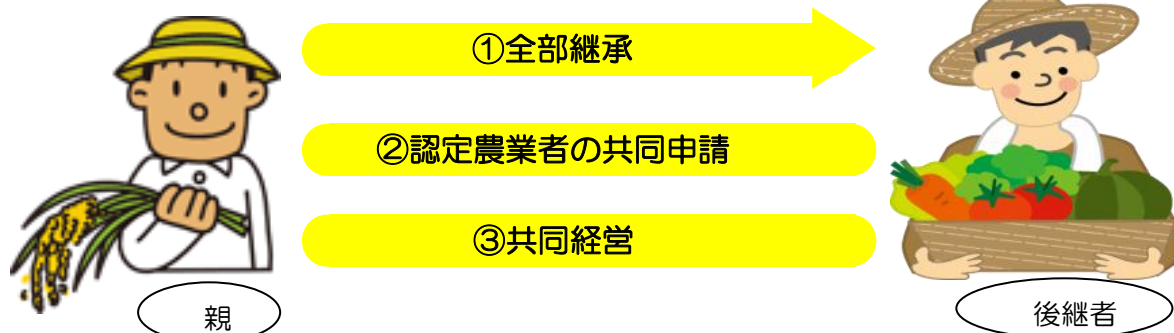
子や孫等の後継者への経営継承を予定される認定農業者に対して、後継者が安心して継承できるように継承前に行う施設等の整備の支援を行う。

2. 事業実施主体

以下の条件をすべて満たす認定農業者が事業実施主体となる。

- (1) 個人経営体または一戸一法人である。
- (2) 事業実施から5年以内に子・孫またはその配偶者（いずれも経営継承時45歳未満）が経営継承すると確実に見込まれる者。
- (3) 経営継承計画を作成する者。
- (4) 経営継承を行う子・孫との間に家族経営協定を締結する者。

〈経営継承とは①～③の3パターンのうちいずれか〉



※②、③の場合は将来の事業実施後5年以降で経営継承予定時期を設定することが必要

3. 事業の内容

- (1) 補助対象…後継者が継承するにあたって必要な以下の施設
 - ・施設、機械の購入、設置
 - ・素畜の導入
 - ・果樹等の植栽
 - ・排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備

- (2) 補助率

事業費の1/3以内（上限事業費：1,000万円/事業主体）

4. 事業の流れ

- (1) 事業申請時に家族経営協定（案でも可）の締結、経営継承計画の作成
- (2) 親の経営のハード整備による規模拡大（継承前に実施）
- (3) 後継者の経営継承（事業計画認定から5年以内上記①～③のいずれか）